

現場は片側1車線の見通しの良い直線道路で、当時の天候は小雪で、路面は圧雪状態であった模様。

(2) 乗合バスの衝突事故①

12月10日（月）午後4時47分頃、埼玉県の間道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客8名を乗せ運行中、対向車線の渋滞により停車している車両の間から横断してきた自転車と接触した。

この事故により、自転車の運転者にケガはなかったが、当該バスの急制動で車内の乗客が転倒し重傷を負った。

(3) 乗合バスの衝突事故②

12月11日（火）午後6時10分頃、奈良県の間道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客約40名を乗せ運行中、片側3車線の一番左側車線を走行していたところ、右側車線を並走していてバスの直前に進路変更してきた乗用車と衝突した。この事故により、バスの乗客が転倒するなどして12名が軽傷を負った。

(4) 乗合バスの車内事故①

12月13日（木）午後0時10分頃、山口県の国道バス停において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客6名を乗せ運行中、当該バス停から乗車した乗客が着席する前にバスが発進したため、乗客が車内の段差から転落し転倒した。

この事故により、転倒した乗客が重傷を負った。

(5) 乗合バスの車内事故②

12月13日（木）午後4時56分頃、北海道の国道バス停において、道内に営業所を置く乗合バスが乗客20名を乗せ運行中、乗降客扱い後に発進したところ、車内前方で立っていた乗客が転倒した。

この事故により、転倒した乗客が重傷を負った。

乗客は手荷物を動かすために握り手から手を放していた模様。

(6) 法人タクシーの転落事故

12月10日（月）午後3時00分頃、佐賀県の間道において、福岡県に営業所を置く法人タクシーが乗客1名を乗せ運行中、道路右側のガードレールに衝突し、そのはずみで道路左側の堤防下に転落した。

この事故により、当該タクシーの乗客が軽傷を負った。

(7) 法人タクシーの路面電車との衝突事故

12月12日（水）午後4時50分頃、熊本県の間道交差点において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客1名を乗せ運行中、同方向に進行中の路面電車の通過を待ち右折を開始したところ、反対方向から進行してきた路面電車と衝突した。

この事故により、当該タクシーの乗客が軽傷を負った。

九州運輸局では、「事業用自動車総合安全プラン」に基づき、事故の削減を目指し自動車事故防止対策の推進を図るため、睡眠不足や健康起因による事故の防止をテーマに下記のとおり聴講者を募集します。

記

1. 期日 平成31年2月28日（木）
13時00分～17時10分（受付12時15分～）
2. 会場 東市民センター なみきホール
福岡市東区千早4丁目21番45号（TEL：092-674-3981）
3. 受講者 300名（予定）
4. 講演演目 報道発表資料のとおり
5. 聴講申込 「セミナー聴講申込書」（資料裏面）にて事前申込みをお願いします。
受付期間 平成30年12月3日（月）～平成31年2月1日（金）
※定員になり次第、締め切らせていただきますのでご了承ください。

以上

◇九州運輸局からのメッセージ

当セミナーでは、事故防止対策について広く理解を深めていただくことを目的としております

参加・聴講は無料ですので是非この機会にご参加いただき、今後の事故防止対策の参考にさせていただければ幸いです。

※「セミナー聴講申込書」は九州運輸局HP（下記URL）より取得可能です。

→ http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/press/00001_00047.html

(3) 年末年始の輸送等に関する安全総点検を実施しましょう!!

(配信日：H30.12.7)

大量の輸送需要が発生し、輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始は、ひとたび事故・事件等が発生した場合には大きな被害となることが予想されます。

国土交通省では、12月10日～翌年1月10日までの期間を、「年末年始の輸送等に関する安全総点検実施期間」と定め、各事業者等の方々による自主点検を通して、安全性の向上と、輸送安全等に対する意識の高揚を図っております。

各自動車運送事業者等の方々におかれましては、自主点検を実施し、輸送の安全確保に努めましょう。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000003.html

(4) 年末年始におけるテロ対策の徹底について

(配信日 : H30. 12. 7)

国土交通省では、これまでも国民生活の「安全・安心」を確保する観点から、最重要課題の一つとしてテロ対策の強化・徹底に取り組んでいるところです。

平成31年以降、即位の礼、G20大阪サミット、ラグビーワールドカップ、オリンピック・パラリンピック東京大会等の国際イベントの開催を控え、テロ対策について引き続き万全を期する必要があります。

年末年始（平成30年12月10日～平成31年1月10日）においては、大量の輸送需要が集中して発生するとともに、行事、催物等に多数の人が集まると予想されます。また、海外においては、行事、催物等多数の人が集まり、防御が比較的手薄なソフトターゲットがテロの標的として狙われる傾向にあることにも留意し、自動車運送事業者の皆様におかれましては、年末年始期間中における、交通機関、交通関係施設、多数の人が集まると予想される施設等、重要施設の警戒・警備及び旅行者等の安全確保のため、改めてテロ対策の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

(5) 2018. 12. 5「第11回中部ブロック事業用自動車安全対策会議」を開催しました

【中部運輸局発】

(配信日 : H30. 12. 7)

中部運輸局では、昨年6月に策定された「事業用自動車総合安全プラン2020」において定められた事業用自動車の交通事故削減目標の達成に向け、さらなる事故防止を図ることを目的として、12月5日（水）、中部管内各県のバス協会、タクシー協会、トラック協会、自動車整備振興会及び自動車事故対策機構等の関係団体とともに、当該会議を開催いたしました。

この会議において、昨年12月の前回会議で合意を得た「事業用自動車総合安全プラン2020中部ブロック取組計画」に基づく「Mission1st（ミッションファースト）運動」をはじめとした各種の取組結果をレビューするとともに、当該運動の第1段階「行政から事業者に向けた情報発信」として、安全プラン2020の重点施策や事故防止に関する理解を深めるための周知活動を引き続き実施していくこと、また、2019年1月から開始する第2段階「輸送の安全確保に関する優れた取組みの発掘」として、事業者から輸送の安全確保に関する取組手法を募り、その効果等を調査していくことなどについて議論しましたので、その資料を公表いたします。

詳しくは、中部運輸局のホームページをご覧ください。

→ <http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/gian/mission1st.html>

(6) 中部運輸局 自動車事故防止セミナー2018 聴講者を募集します【中部運輸局発】

(配信日 : H30. 11. 30)

中部運輸局では、安全・安心なクルマ社会の実現に向けた取り組みとして「中部運輸局 自動車事故防止セミナー2018」を開催することとしましたので下記のとおり聴講者を募集します。

当セミナーは、事故防止に対する取り組みや方策について理解を深めて頂くとともに、最新の自動車先進安全技術を広く紹介することを目的としております。

会場は、愛知県名古屋市のウインクあいち大ホール（定員600名・事前申込制）にて開催することとしました。

是非この機会にご参加ください。

記

1. 日 時 : 平成31年1月24日 (木)

13:00~17:00 (開場12:00)

2. 場 所 : ウインクあいち (愛知県産業労働センター) 2階 大ホール

名古屋市中村区名駅4丁目4-38

(名古屋駅 (JR/地下鉄/名鉄/近鉄) から東へ徒歩約5分)

3. 定 員 : 600名 (事前申込制)

4. テーマ : 事故防止のいま、事故防止の未来。

5. プログラム :

①基調講演 「事業用自動車の安全対策」

講師 : 国土交通省自動車局安全政策課

②特別講演 「事業用自動車の事故削減に向けた10年の歩み」

講師 : 公益財団法人大原記念労働科学研究所 所長 酒井 一博 氏

③特別講演 「自動運転に繋がる運転支援技術とヒューマンファクター」

講師 : 筑波大学 副学長 稲垣 敏之 氏

④講演 「運送事業者を元気にする健康経営」

講師 : 東京海上日動リスクコンサルティング株式会社

営業支援部 主席研究員 床尾 あかね 氏

⑤パネルディスカッション

テーマ : 自動車事故防止の10年

コーディネーター : 公益財団法人大原記念労働科学研究所

所長 酒井 一博 氏

パネリスト :

・フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

・自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

